

京都市告示第 4 2 1 号

京都市里道管理条例第 4 条の規定に基づき、次の里道の路線の一部を廃止します。

当該路線の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市建設局において告示の日から 2 週間公衆の縦覧に供します。

平成 2 4 年 3 月 5 日

京都市長 門 川 大 作

整理 番号	名 称	廃 止 す る 起 点 廃 止 す る 終 点
1	醍醐里0058号	伏見区醍醐山ヶ鼻100番地の3 同上

(建設局土木管理部道路明示課)